

平成24年 6月18日

平成24年度「家庭・事業者向けエコリース促進事業」に関するお知らせ
～節電効果が特に高い機器に対する補助率の引上げ等制度改正について～

1. 節電機器の補助率引上げ

5月18日にエネルギー・環境会議でとりまとめられた「今夏の電力需給対策について」において、全国的に厳しい節電目標が示されたことを踏まえ、エコリース促進事業の補助率（節電効果の特に高い機器に限定）について、現行の3%から5%へ引き上げることとしました。5%補助の対象となる機器につきましては別紙1を参照願います。なお、東北三県に係るリース契約については、引き続き補助率10%とします。

2. 購入選択権付リース取引

助成対象となるリース契約について、購入選択権付リース取引のうち、割安購入選択権付リースでないもの（注）を対象にします。ただし、リース期間の中途に購入選択権が付与されている契約は対象外です。また、譲渡条件付リース契約は引き続き対象外です。

（注）法人税法施行令第48条の2第5項5号及び法人税基本通達7-6の2-2に定める所有権移転外リース。

3. 低燃費型建設機械の基準変更

補助対象機器である低燃費型建設機械の基準を変更します。従来から対象の「ハイブリッド式の油圧ショベル」に加え、「発電式のブルドーザ」、「有線式の油圧ショベル」及び「バッテリー式の油圧ショベル」も対象となります。ただし、国土交通省の低炭素型建設機械に認定されたものに限りません。詳細は別紙2を参照願います。

4. 実施予定日

平成24年6月25日（月）以降申込受付分から適用

5. その他

今回の制度変更に伴い、平成24年6月23日（土）0時～6月25日（月）0時の間、ESCO推進協議会のエコリース促進事業の申請管理システムが利用できなくなりますので予めご了承下さい。

< 連絡先 >

ESCO 推進協議会 エコリース促進事業部
Tel:03-5212-1606 Fax:03-5212-1607

別紙1 補助率引き上げ対象機器一覧

色塗りされた機器、装置又は設備について、今回補助率が5%に引き上げられる予定です。また、東北三県については引き続き補助率10%となります。

機器、装置又は設備	補助率
太陽光発電設備	5パーセント
風力発電装置	5パーセント
水力発電設備	5パーセント
太陽熱利用装置	5パーセント
地中熱利用設備	5パーセント
高効率蒸気ボイラ	3パーセント
高効率温水ボイラ	3パーセント
熱電併給型動力発生装置	5パーセント
高効率電動機	5パーセント
高効率変圧器	5パーセント
高効率切削加工機	5パーセント
高効率研削盤	5パーセント
高効率特殊加工機	5パーセント
高効率液圧プレス	5パーセント
サーボ駆動式機械プレス	5パーセント
高効率鍛造機	5パーセント
低燃費型建設機械	3パーセント
高効率業務用厨房機器	5パーセント
高効率燃焼式工業炉	3パーセント
高効率電気式工業炉	3パーセント
断熱強化型工業炉	3パーセント
原材料予熱型工業炉	3パーセント
高性能工業炉廃熱回収式燃焼装置	3パーセント
高効率生型造型機	3パーセント
高効率砂処理機械	3パーセント
高効率中子除去装置	3パーセント
省エネルギー型ダイカストマシン	5パーセント
高効率溶解設備	3パーセント
高効率業務用エアコンディショナー	5パーセント
氷蓄熱式空気調和機	5パーセント
高効率業務用冷凍冷蔵庫	5パーセント
高効率ショーケース	5パーセント
高効率業務用ガス給湯器	5パーセント
高効率照明器具	5パーセント
燃料電池設備	5パーセント
発光ダイオード照明装置	5パーセント

別紙2 家庭・事業者向けエコリース促進事業 対象機器(低燃費型建設機械)の基準の変更内容

低燃費型建設機械(平成24年6月25日以降の基準)	低燃費型建設機械(現在の基準)
<p>土木建築に関する工事及び河川、道路その他の施設の維持管理作業の用に供される機械であって、次のイからハまでのいずれかに該当するものに限る。</p> <p>イ 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成17年法律第51号。以下「オフロード法」という。)第2条第1項に規定する特定特殊自動車のうち、オフロード法第12条第1項又は第2項の適用を受けるものであって、次のイ又はロのいずれかに該当するもの。</p> <p>イ 原動機として電動機と内燃機関を備え、かつ、機械の運動エネルギーを電気エネルギーに変換して電動機駆動用蓄電装置に充電する機能(エネルギー回収機能)を備えた油圧ショベルであって、国土交通省が策定した「低炭素型建設機械の認定に関する規程」に基づき認定されたもの</p> <p>ロ 内燃機関により発電機を稼働し、発電された電気エネルギーを動力として電動機を駆動(発電式)するブルドーザであって、国土交通省が策定した「低炭素型建設機械の認定に関する規程」に基づき認定されたもの</p> <p>ハ 蓄電装置に充電した電気エネルギーを動力として電動機を駆動(バッテリー式)する油圧ショベルであって、国土交通省が策定した「低炭素型建設機械の認定に関する規程」に基づき認定されたもの</p> <p>ヘ 有線により外部から供給される電力を動力として電動機を駆動(有線式)する油圧ショベルであって、国土交通省が策定した「低炭素型建設機械の認定に関する規程」に基づき認定されたもの</p>	<p>土木建築に関する工事及び河川、道路その他の施設の維持管理作業の用に供される機械のうち、次のイ及びロのいずれの要件にも該当するものに限る。</p> <p>イ 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成17年法律第51号。以下「オフロード法」という。)第2条第1項に規定する特定特殊自動車のうち、オフロード法第12条第1項又は第2項の適用を受けるもの</p> <p>ロ 原動機として電動機と内燃機関を備え、かつ、機械の運動エネルギーを電気エネルギーに変換して電動機駆動用蓄電装置に充電する機能を備えたショベルローダであって、国土交通省が策定した「低炭素型建設機械の認定に関する規定」に基づき認定されたもの</p>